

垂水市告示第78号

垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定めた。

令和4年10月21日

垂水市長 尾 脇 雅 弥

垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けている垂水市内の医療機関及び介護事業所、障害者施設等の経済的負担を軽減し、質の高いサービス等を継続して提供できるよう垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、垂水市保健課の所管に係る補助金交付規則（平成9年規則第3号）及び垂水市福祉事務所所管に係る補助金等交付規則（平成9年規則第29号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱にて定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援金の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。ただし、市から指定管理又は委託等を受けて運営する事業を除く。

- (1) 垂水市に所在する保険医療機関
- (2) 垂水市に所在する保険薬局
- (3) 垂水市に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき介護保険サービス事業者の指定を受け、垂水市に事業所を有する法人又は団体（以下「介護事業所等」という。）
- (4) 垂水市に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、垂水市に事業所を有する法人又は団体（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）

(交付要件)

第3条 市長は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号の全てに該当する事業者に対し、支援金を交付するものとする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 令和4年4月1日以前に事業を開始し、かつ、申請時において垂水市内で継続して3か月以上事業を営んでおり、引き続き事業を継続する意思があること。
- (3) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- (4) 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が垂水市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条に規定する暴力団員に該当しないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに対象者が負担した次の経費（以下「対象経費」という。）の実績額に算定率1,000分の163を乗じた金額とし、この計算の結果1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。ただし、垂水市商工業者支援金給付事業実施要綱（令和4年告示第62号）に規定する支援金を受給している場合は、その受給額を差し引いた額とする。

- (1) 電気料金
- (2) ガス料金
- (3) ガソリン料金
- (4) 重油料金
- (5) 軽油料金
- (6) 灯油料金
- (7) 食材購入費（医療機関での入院、介護事業所等及び障害福祉サービス事業所等における食事に伴う食材購入費）

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）
- (2) 垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金給付申請に係る誓約書及び個人情報取扱い同意書（別記第2号様式）

(3) 垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金計算書(別記第3号様式)

(4) 垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金計算書に記載した対象経費の金額が確認できる書類の写し(確定申告書類や決算書類の該当部分、帳票類、領収書、レシートの写し等のいずれか一つ)

(5) 支援金振込先金融機関の通帳の写し

2 申請の期間は、令和4年10月21日(金)から令和4年12月12日(月)までとする。

(支援金の決定及び交付)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めたときは、垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金交付決定兼確定通知書(別記第4号様式)により、その旨を対象者に通知する。

2 前項の場合において市長は、必要があると認めたときは条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知(以下「決定通知」という。)を受けた者(以下「決定通知者」という。)は、決定通知の内容に不服があるときは、決定通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに、市長と協議して申請を取下げることができる。

(実績報告)

第8条 決定通知者は、規則第6条の規定に定める実績報告については、書類の提出を含め、要しないものとする。

(立入検査)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、決定通知者に対して報告を求め、又は関係職員をして、対象経費の実施状況、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し及び支援金の返還)

第10条 市長は、決定通知者が次の各号のいずれかに該当する場合は、決定通知を取消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 決定通知の内容又はこれに付した条件その他市長の指示に違反したとき。

(3) 前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

垂水市長 様

申請者 住 所
事業者名
代表者氏名
電 話
担 当 者

垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金について、下記のとおり交付申請及び請求します。

記

申請項目	申請者記入欄
1 交付申請・請求額	円
2 対象者区分	<input type="checkbox"/> 医科 <input type="checkbox"/> 歯科 <input type="checkbox"/> 保険薬局 <input type="checkbox"/> 介護事業所等 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所等
3 対象施設名	

2 添付書類

- (1) 垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金給付申請に係る誓約書及び個人情報の取扱い同意書（別記第2号様式）
- (2) 垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金計算書（別記第3号様式）
- (3) 垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金計算書に記載した対象経費の金額が確認できる書類の写し
- (4) 支援金振込先金融機関の通帳の写し

3 給付金受取口座（申請者記入項目）

金融機関名		金融機関コード							
支店名等		支店番号							
預金種別	1 普通 ・ 2 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

※ 申請者名と口座名義が異なる場合等、必要に応じて、本市から申請内容について照会する場合があります。

垂水市記入欄（申請者への照会確認した場合）	
確認課・係	<input type="checkbox"/> 保健課 健康増進・元気プロジェクト係 <input type="checkbox"/> 保健課 介護保険係 <input type="checkbox"/> 福祉課 障害福祉係

別記

第2号様式（第5条関係）

垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金給付申請に係る
誓約書及び個人情報の取扱い同意書

誓約事項

全ての要件を満たし、かつ同意いただくことで支援金の支給を受けることができます。

<input type="checkbox"/>	コロナ禍におけるエネルギー、食料品等の物価高騰の影響により、経営が圧迫されています。
<input type="checkbox"/>	必要に応じて、税情報（総収入・営業実態確認等）の閲覧や営業状況を関係機関より、確認することに同意します。
<input type="checkbox"/>	令和4年4月1日以前に事業を開始し、かつ、申請時において垂水市内で継続して3か月以上事業を営んでおり、引き続き事業を継続する意思があります。
<input type="checkbox"/>	政治団体、宗教上の組織又は団体ではありません。
<input type="checkbox"/>	申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、垂水市暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団および暴力団員が申請者の経営に事実上参画していません。
<input type="checkbox"/>	支援金申請や交付に関し、垂水市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
<input type="checkbox"/>	申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違、虚偽はありません。 また、申請内容に虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。

個人情報の取扱い（個人事業主の場合）

垂水市は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、事業において取得した申請者の個人情報について、下記業務並びに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

業務内容	令和4年度垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金給付に係る業務
利用目的	垂水市が実施する垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金給付事業申請に関し、下記の目的で利用致します。 ・申請書兼請求書の添付書類の内容を関係課又は関係団体へ確認する。 ・その他、申請者との申請事務を適切かつ円滑に履行する。

上記の誓約事項及び個人情報の取扱いについて、同意します。

年 月 日

住 所 _____

事業者名 _____

代表者氏名 _____

（法人の場合は法人名及び代表者を記載）

別記

第3号様式（第5条関係）

垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金計算書

事業者名	
------	--

使用月	電気料金	ガス料金	ガソリン料金	重油料金	軽油料金	灯油料金	食材購入費	合計額
令和 3年	4月							
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
12月								
令和 4年	1月							
	2月							
	3月							
小計								
(A) 合計（支援金の算定基礎となる対象経費の実績額）								
(B) 支援金算定額（ $B = A \times \text{算定率 } 16.3\%$ ）※小数点第1位まで表示								
(C) 支援金算定額（Bの1,000円未満切り捨て）								
(D) 垂水市商工業者支援金給付事業実施要綱（令和4年告示第62号）に規定する支援金								
(E) 支援金申請額（ $E = C - D$ ）								

※ 令和3年度における各月の各対象経費を記載してください。経費の支出がない場合は「0」を記載してください。

別記

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

垂水市長



垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金については、下記のとおり交付することが決定いたしましたので、垂水市医療・介護・障害施設等物価高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 対象経費	円
2 申請額	円
3 交付決定額	円

※ 申請時に提出した支援金計算書に記載した対象経費の金額が確認できる書類については、今後5年間（令和8年度末まで）適切に整理し、保管すること。

※ この決定に不服があるときは、決定通知を受けた日から起算して10日を経過する日までに申請を取り下げることができます。